

戸田市告示第 3 2 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 2 5 第 4 項の規定に基づく指定特定相談支援事業の廃止及び児童福祉法第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づく指定障害児相談支援事業の廃止をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 2 号の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 2 7 日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 廃止に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称
及び主たる事務所の所在地
株式会社 あすなろ
埼玉県戸田市大字新曽 3 3 5 番地
- 2 廃止に係る事業所の名称及び所在地
障害者相談支援センターほほえみ戸田店
埼玉県戸田市大字新曽 3 3 5 番地
- 3 廃止の年月日
令和 8 年 8 月 3 1 日
- 4 廃止に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定無し
- 6 事業所番号
特定相談支援事業 「1 1 3 1 9 0 0 4 6 4」
障害児相談支援事業 「1 1 7 1 9 0 0 1 3 5」